

障発 0921 第 8 号
平成 30 年 9 月 21 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

障害者に対する航空旅客運賃の割引について (通知)

身体障害者及び知的障害者に係る航空旅客運賃の割引については、それぞれ「身体障害者航空旅客運賃の割引について」(平成 14 年 10 月 16 日社援発第 1016008 号厚生労働省社会・援護局長通知)及び「知的障害者に対する航空旅客運賃の割引について」(平成 3 年 9 月 24 日児発第 812 号厚生省児童家庭局長通知)(以下「両通知」という。)によって、周知しているところです。

今般、一部の航空運送事業者において、精神障害者に対しても航空旅客運賃の割引制度が適用されるとともに、身体障害者及び知的障害者に対する割引についても、障害の程度に関わらず手帳を提示できる者全員に対して、介護者 1 名まで割引を適用することになりました。

これに伴い、障害者に対する航空旅客運賃の割引について、別紙のとおり、取り扱われることとなりましたので、御了知の上、管内市町村、関係団体等に対して周知徹底を図るとともに、円滑な施行に特段のご協力をお願いいたします。また、両通知は平成 30 年 10 月 4 日をもって廃止します。

なお、本通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言として通知するものです。

また、本通知については、国土交通省と協議済みであることを申し添えます。

別紙

第1 割引運賃額

障害者に対する割引運賃は、第2の1及び2に掲げる各航空運送事業者がそれぞれ設定するものであり、航空運送事業者又は路線によって異なることがある。

第2 割引運賃の適用区間

1 身体障害者及び知的障害者について

割引運賃の適用区間は、日本航空(株)、日本トランスオーシャン航空(株)、日本エアコミューター(株)、琉球エアコミューター(株)、(株)ジェイエア、(株)北海道エアシステム、全日本空輸(株)、ANAウイングス(株)、スカイマーク(株)、(株)AIRDO、(株)ソラシドエア、(株)スターフライヤー、(株)フジドリームエアラインズ、新中央航空(株)、アイベックスエアラインズ(株)、東邦航空(株)、オリエンタルエアブリッジ(株)及び天草エアライン(株)の定期航空路線の国内線全区間とする。

2 精神障害者について

割引運賃の適用区間は、日本航空(株)、日本トランスオーシャン航空(株)、日本エアコミューター(株)、琉球エアコミューター(株)、(株)ジェイエア及び(株)北海道エアシステムの定期航空路線の国内線全区間とする。

第3 割引運賃の適用範囲

1 身体障害者について

(1) 次の①又は②の身体障害者が介護者(航空運送事業者が介護能力があると認める満12歳以上の旅客で、割引運賃の対象となる障害者と同時に同一区間を利用するものをいう。以下同じ。)と共に、又は単独で利用する場合に、当該身体障害者及び介護者1名に対し、それぞれ適用する。

① 身体障害者手帳の交付を受けている満12歳以上の身体障害者で、同手帳の旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄に第一種と記入されているもの(以下「第一種身体障害者」という。)

② 身体障害者手帳の交付を受けている満12歳以上の身体障害者で、同手帳の旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄に第二種と記入されているもの(以下「第二種身体障害者」という。)(日本航空(株)、日本トランスオーシャン航空(株)、日本エアコミューター(株)、琉球エアコミューター(株)、(株)ジェイエア及び(株)北海道エアシステムを利用する者に限る。)

- (2) 第二種身体障害者(第3の1の(1)の②の者を除く。)が利用する場合に、当該第二種身体障害者に対し適用する。

2 知的障害者について

- (1) 次の①又は②の知的障害者が介護者と共に、又は単独で利用する場合に、当該知的障害者及び介護者1名に対し、それぞれ適用する。

① 療育手帳の交付を受けている満12歳以上の知的障害者で、同手帳の旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄に第一種と記入されているもの(以下「第一種知的障害者」という。)

② 療育手帳の交付を受けている満12歳以上の知的障害者で、同手帳の旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄に第二種と記入されているもの(以下「第二種知的障害者」という。)(日本航空(株)、日本トランスオーシャン航空(株)、日本エアコミューター(株)、琉球エアコミューター(株)、(株)ジェイエア及び(株)北海道エアシステムを利用する者に限る。)

- (2) 第二種知的障害者(第3の2の(1)の②の者を除く。)が利用する場合に、当該第二種知的障害者に対し適用する。

3 精神障害者について

精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている満12歳以上の精神障害者が介護者と共に、又は単独で利用する場合に、当該精神障害者及び介護者1名に対し、それぞれ適用する。

第4 割引運賃を利用する場合の航空券の購入手続

1 身体障害者について

- (1) 身体障害者が航空券を購入する場合は、旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄に第一種又は第二種と記入されている身体障害者手帳を航空券販売窓口に掲示するものとする。

なお、身体障害者は、乗降の際及び搭乗中は、同手帳を携帯して、係員の請求があったときは、いつでも提示しなければならないものであること。ただし、本人の携帯が困難な場合には、介護者が携帯しても差し支えないものであること。

- (2) 第一種身体障害者及び第二種身体障害者(第3の1の(1)の②の者に限る。)が介護者と共に搭乗する場合は、利用開始前に同一搭乗区間の航空券を同時に購入するものとする。

2 知的障害者について

- (1) 知的障害者が航空券を購入する場合は、航空券販売窓口にて知的障害者割引運賃の適用対象者である旨証明された療育手帳を提示して行うものとする。

なお、知的障害者は、乗降の際及び搭乗中は、同手帳を携帯して、係員の請求があったときは、いつでも提示しなければならないものであること。ただし、本人の携帯が困難な場合には、介護者が携帯しても差し支えないものであること。

- (2) 第一種知的障害者及び第二種知的障害者(第3の2の(1)の②の者に限る。)が介護者とともに搭乗する場合は、利用開始前に同一区間の航空券を同時に購入するものとする。
- (3) 知的障害者は、あらかじめ、その居住地を所管する福祉事務所長から療育手帳に割引対象者である旨の証明印の押印を受けるものとする。

3 精神障害者について

- (1) 精神障害者が航空券を購入する場合は、精神障害者保健福祉手帳(顔写真付きのもの及び搭乗日当日が有効期間内であるものに限る。)を航空券販売窓口に掲示するものとする。

なお、精神障害者は、乗降の際及び搭乗中は、同手帳を携帯して、係員の請求があったときは、いつでも提示しなければならないものとする。ただし、本人の携帯が困難な場合には、介護者が携帯しても差し支えないものとする。

- (2) 精神障害者が介護者と共に搭乗する場合は、利用開始前に同一搭乗区間の航空券を同時に購入するものとする。

第5 実施期日

障害者に対する割引運賃の適用範囲の拡大措置は、平成30年10月4日より実施される。ただし、変更が可能な航空券であれば、同日までに発券した場合であっても、同日以降の申し出により適用される。

【参考資料】 障害者等に対する航空旅客運賃の割引の適用拡大の概要
 (9月21日航空会社においてプレスリリース)

	現行	適用拡大後	適用予定時期
精神障害者	—	全ての 「本人・介護人」 に適用	日本航空グループ 2018年10月4日予約受付分～ 全日本空輸グループ等 2019年1月16日予約受付分～
身体障害者 知的障害者	障害の程度に応じ、 「本人・介護人」又は 「本人」の区分あり		

※日本航空グループ：日本航空、日本トランスオーシャン航空、日本エアコミューター、琉球エアーコミューター、ジェイエア、北海道エアシステム

全日本空輸グループ等：全日本空輸、ANAウイングス、AIRDO、ソラシドエア、スターフライヤー

※現在、障害者等に対する航空旅客運賃の割引を実施している他の航空運送事業者については、今回の日本航空等における適用拡大にならうかどうかを検討中。

※全日本空輸グループ等においても、1月16日から、日本航空グループと同様の制度変更を行う予定です。航空事業者において明確な決定があり次第、各自治体に対して変更を踏まえた改正通知を发出させていただく予定としております。

事 務 連 絡
平成30年10月3日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管課 御中
中 核 市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

障害者に対する航空旅客運賃の割引の適用拡大に関するQ&Aについて

平素より障害保健福祉行政の推進に御尽力いただき厚く御礼申し上げます。
身体障害者及び知的障害者に係る航空旅客運賃の割引について、一部の航空運送事業者（日本航空グループに属する6社）において、割引運賃の適用が拡大したことに伴い、「身体障害者航空旅客運賃の割引について」（平成14年10月16日社援発第1016008号厚生労働省社会・援護局長通知）及び「知的障害者に対する航空旅客運賃の割引について」（平成3年9月24日児発第812号厚生省児童家庭局長通知）を廃止し、「障害者に対する航空旅客運賃の割引について」（平成30年9月21日障発0921第8号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知、以下「新通知」という。）を発出し、平成30年10月4日から実施される所です。

新通知について各自治体から質問が寄せられたため、別紙のとおり取りまとめ、Q&Aを作成しましたので、参考にしていただき、管内市町村に対して周知徹底を図るとともに、円滑な施行にご協力をお願いいたします。

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課企画法令係

電話 03-5253-1111（内3049）

F A X 03-3502-0892

(別紙)

障害者に対する航空旅客運賃の割引の適用拡大に関するQ&A

問1 平成30年10月4日から、航空旅客運賃の割引を適用していた航空運送事業者全てにおいて、割引運賃の適用範囲が拡大するのでしょうか。

(回答)

平成30年10月4日から、割引運賃の適用範囲を拡大するのは、以下の①の日本航空グループに属する6社となります。

① 適用範囲を拡大する事業者	② 適用範囲を拡大しない事業者
<ul style="list-style-type: none">・ 日本航空 (株)・ 日本トランスオーシャン航空 (株)・ 日本エアコミューター (株)・ 琉球エアコミューター (株)・ (株) ジェイエア・ (株) 北海道エアシステム	<p><u>全日本空輸(株)、ANAウイングス(株)、(株) AIRDO、(株) ソラシドエア、(株) スターフライヤー、スカイマーク(株)、(株) フジドリームエアラインズ、新中央航空(株)、アイベックスエアラインズ(株)、東邦航空(株)、オリエンタルエアブリッジ(株)、天草エアライン(株)</u></p>

※割引運賃の適用区間は、全て定期航空路線の国内線全区間です。

※ただし、平成31年1月16日から、全日本空輸グループ等の5社(②のうち、下線のある事業者)においても、①の事業者と同様に適用範囲を拡大する予定と聞いておりますので、今後、詳細が分かり次第、各自治体に対して改正通知を発出させていただく予定としております。

問2 平成30年10月4日から、航空旅客運賃の割引の適用範囲はどのようになるのでしょうか。

(回答)

平成30年10月4日からの割引運賃の適用範囲は以下のとおりです。

	①の事業者	②の事業者
第一種身体障害者 第一種知的障害者	本人と介護者一名	本人と介護者一名
第二種身体障害者 第二種知的障害者		本人

問3 新通知を踏まえて、療育手帳に係る事務について、変更する必要があるのでしょうか。

(回答)

療育手帳に係る事務については、「療育手帳制度について」（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知）等の通知に基づき、各自治体における判断で適切に実施していただいております。

新通知はあくまで、①の日本航空グループに属する6社において、割引運賃の適用範囲が拡大されたことに関しての周知であり、証明印の捺印の手続をはじめとして、療育手帳に係る事務を従前のものから変更するものではありません。